

報道関係者 各位

公開
頭撮り可

令和4年8月4日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 小柳 光之

室長補佐 大島 正明

TEL : 025-288-3504

令和4年度新潟県最低賃金の改正決定の答申 について（お知らせ）

新潟県最低賃金の改正決定については、本年7月4日（月）に新潟労働局長（吉野 彰一）が新潟地方最低賃金審議会（会長 永井 雅人）に諮問し、下記のとおり新潟県最低賃金の改正決定に関する答申を行う見込みとしておりますのでお知らせします。

記

- 日時 令和4年8月5日（金）14時00分から
- 場所 新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室A
新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- その他 当日の審議状況によっては、答申が行われない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
また、撮影につきましては、「頭撮りのみ可」としますので、以後は退出いただくか、傍聴のみしていただくかのどちらかをお願いします。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、報道機関の皆様におかれましては、マスクを必ず着用し、会場入口に設置の消毒液を御利用の上、入場くださいますよう御協力をお願いします。